

**掲示事項 訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス
運営規程の概要**

フリガナ	ホウモンカイゴジヨウショトウマハクヨウエン		事業所番号	0173100108
施設名	訪問介護事業所当麻柏陽園		サービスの種類	訪問介護 第1号訪問事業
所在地	〒078-1314 上川郡当麻町4条東3丁目		フリガナ	イガラシ アサミ
			管理者	五十嵐 亜沙美
連絡先	電話番号	0166-84-7771	FAX番号	0166-84-2380
営業日	月曜日～日曜日及び祭日		備考	電話により24時間上記連絡の可能な体制とする。
営業時間	8:30～17:30		サービス提供時間	7:00～21:00
利用料	法定代理受領分	厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分（別掲）		
	法定代理受領分以外	厚生労働大臣が定める告示上の基準額（別掲）		
通常の送迎 実施地域	当麻町			

従事者の勤務体制

職種	員数	
	常勤	非常勤
管理者	1名	
サービス提供責任者	2名	
訪問介護員	2名以上	

個人情報の保護

- 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。
- 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。

利用料その他の費用の額	地域区分	その他	単価	10円
--------------------	------	-----	----	-----

※利用者負担金（法定代理受領分）は、利用料の1割で表示。一定以上の所得がある方は2割または3割となります。

《訪問介護》

・基本部分

取扱要件	基本利用料	利用者負担金	
		(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
身体介護	20分未満	1,630円	163円
	20分以上30分未満	2,440円	244円
	30分以上1時間未満	3,870円	387円
	1時間以上1時間半未満	5,670円	567円
	1時間半以上毎	820円	82円
(ひきつづき 「生活援助中心 型」を算定する 場合)	20分以上45分未満	650円	65円
	45分以上70分未満	1,300円	130円
	70分以上	1,950円	195円
生活援助	45分未満	1,790円	179円
	45分以上	2,200円	220円
通院等の為の乗車又は降車の介助	970円	97円	970円

・加算

内容	単位	利用料	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
同時に2人の訪問介護員等によるサービス提供			上記基本料の2倍の額になります。 (通院等の為の乗車又は降車の介助は除く)	
緊急時訪問介護加算		1,000円	100円	1,000円
特定事業所加算II※			基本利用料金の10%	

※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除外されます。

《第1号訪問事業》

・基本部分（介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスA）

要介護度	単位	基本利用料 (1月につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
訪問型サービスI（週1回）		11,760円	1,176円	11,760円
訪問型サービスII（週2回）		23,490円	2,349円	22,960円
訪問型サービスIII（IIを超える利用）		37,270円	3,727円	37,270円
訪問型サービスA（1回につき）		2,100円	200円	2,100円

〔訪問介護及び第1号訪問事業共通〕

・加算及び減算

加算・減算	利用料 (1月につき)	利用者負担金	
		(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
初回加算	2,000 円	200 円	2,000 円
事業所と同一建物内に居住する場合◎	基本利用料の 90%		
介護職員等処遇改善加算 I ※	1月の利用料金の 24.5% (基本利用料+各種加算減算)		

◎印の減算は区分支給限度額の算定対象から除外されます。

※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除外されます。

緊急時等の対応

- 訪問介護員等は、指定訪問介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

苦情処理の体制

・・別紙のとおり

福祉サービス第三者評価について

福祉サービス第三者評価の実施の有無・・・無

事故発生時の対応

- 事業所は、利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族、地域包括支援センター又は介護支援専門員及び市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 前項の事故については、その状況及び事故に対して採った処置を記録します。
- 事業所は、利用者に対する指定訪問介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

虐待防止のための措置について

- 事業所は、利用者の尊厳保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待等の発生の防止・早期発見のために、虐待防止のための指針の整備等必要な措置を講じます。
- 事業所は、虐待が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかにご家族及び市町村に連絡を行います。